

電機連合の政策・制度実現の取り組みを組合員の皆様によりわかりやすくお届けします。

電機連合 総合産業・社会政策部門

## 適正な価格転嫁の取り組みを紹介します

電機連合では長年にわたり「付加価値の適正循環」の取り組みを進めています。昨年から今年にかけては、労務費や原材料費用、エネルギーコストなどの価格転嫁が進んでいない実態を受けて、政策協議や国会での働きかけを行い、国の「基本方針」の見直しが実現しました。

2024年調査では、価格転嫁が**一番難しいのは「労務費」**でした。  
また、**自社が率先して価格転嫁を要請することへの懸念が根強い**です。



### 電機連合の「付加価値の適正循環」の取り組み

- 政府の2016年の「[未来志向型の商取引慣行に向けて](#)」の公表(2016年9月)を受け、電機連合としても2017年より「付加価値の適正循環」の取り組みを本格的に推進
  - ・自主行動計画に関するアンケート調査(2017年~2019年)
  - ・パートナーシップ構築宣言に関するアンケート調査(2020年)
  - ・2023闘争のオルグで中堅・中小労組にヒアリング、産別労使交渉で議論(2023年2月)
- 政府の「[労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針](#)」の公表(2023年11月)を受け、電機連合としても**労務費を含む「適正な価格転嫁の取り組み」**により注力した取り組みを推進
  - ・電機連合「価格転嫁の状況に関する調査」(2024年1月12日~2月末)
  - ・2024闘争で「適正な価格転嫁の取り組み」を推進、産別労使交渉で議論(2024年3月)

### 政党協議や国会での働きかけ

- リードタイムの長い製品に対しては、エネルギー価格高騰など**ランニングコストの大きな変動を反映できる仕組み**を
- 公共事業に対しては、**当初の入札価格に上昇分を追加費用として反映できる仕組み**を
- **公共事業に含まれないシステム調達などについても、政府の責任で価格転嫁の徹底**を
- 海外企業に対しては価格転嫁の理解が得にくいとの声がある。指針の徹底を

国民民主党や自由民主党へ働きかけ、浅野さとし議員と連携して国会で働きかけました。



国民民主党との政策協議(2024年1月)

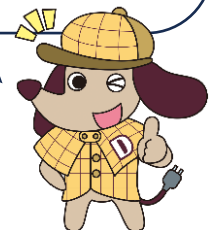


浅野議員が岸田首相へ(2024年2月 内閣委員会)



### 令和6年度基本方針の見直しで実現

公共工事と同様に、**情報システムなどの役務の契約**についても、労務費、原材料費、エネルギーコストなどの**価格変動を契約に反映**させるよう変更されました。  
また、**受注者からの申出があれば協議**することが追記されました。  
規模の大きな企業については、「**労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針**」が、入札を含む官民取引にも適用される、との答弁を引き出しました。



令和6年度 基本方針案	令和5年度 基本方針
<p>(5) 労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇への対応</p> <p>① 国等は、公共工事の発注に当たっては、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の実勢価格を反映した適正な請負代金の設定や適正な工期の確保について、契約後の状況に応じた必要な契約変更の実施も含め、適切に対応するものとする。</p> <p>特に、<b>労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇時における請負代金額の変更に的確な実施のため、あらかじめ、当該変更についての条項を契約に適切に設定するとともに、当該条項の運用基準を策定しておくものとする。</b></p> <p>② 国等は、物件及び役務の契約の途中で、<b>労務費、原材料費、エネルギーコスト等の実勢価格に変化が生じた場合には、契約金額を変更する必要があるか否かについて検討し、契約変更の実施も含め、適切に対応するものとする。</b></p> <p>また、<b>受注者から労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇に伴う契約金額の変更について申出があった場合にはその可否について迅速かつ適切に協議を行うものとし、その旨の条項をあらかじめ契約に入れるなど、受注者からの申出が円滑に行われるよう配慮するものとする。</b></p> <p>③ 上記①、②の対応に当たっては、<b>経済財政運営と改革の基本方針2023(令和5年6月16日閣議決定)</b>において、<b>原材料費やエネルギーコストの適切なコスト増加分の全額転嫁を目指し、取引適正化を推進することとされていることや、労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針(令和5年11月29日策定)</b>の趣旨を最大限に考慮するものとする。</p>	<p>(5) 労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇への対応</p> <p>① 国等は、公共工事の発注に当たっては、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の実勢価格を反映した適正な請負代金の設定や適正な工期の確保について、契約後の状況に応じた必要な契約変更の実施も含め、適切に対応するものとする。</p> <p>② 国等は、物件及び役務の<b>契約について</b>、契約の途中で<b>需給の状況</b>又は原材料費、エネルギーコスト等の実勢価格に変化が生じた場合には、<b>契約金額を変更する必要があるか否かについて検討し、適切に対応するものとする。</b></p>
<p>令和6年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針 (2024年4月閣議決定)</p>	